



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/4/24

NO.219 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

4月なんでも相談会

日時 4月25日(火)午後3時から

場所 民商事務所

※相談希望の方は、
 事前に電話予約をお願いします。

何でも相談会



国保税、市税、消費税、記帳相談、資金繰り、
 労災保険、社会保険、滞納問題など、どんな
 相談でも受付をしています。
 民商へお気軽にご相談ください。

税金が払えず困っている方は

「換価の猶予」の活用を

換価の猶予は、こんな場合に活用できます。
 ◆消費税が一度に払えない。差し押さえの
 処分になりそう。
 ◆消費税の先払いにあたる中間申告の納税
 が無理だ。

◆所得税や源泉所得税の納税が難しい。
 ◆市・県民税や国保税の納税もできない。
 ◆社会保険料が高すぎて納付できずに、差
 し押さえもされている。

換価の猶予の活用をする...

- ①申請に必要な書類を税務署に提出。
- ②許可されると差し押さえがストップ。
- ③延滞税の全部または一部が免除に。
- ④猶予期間は最大2年。従来の制度とあわ
 せれば最大4年。



商売困ったら放置せず、民商へ相談を!

払いたくても払えず、滞納している方が増
 えています。使える制度は活用しましょう。

◆消費税納付期限

4月25日(火)に振替日です。
 ☆口座残高の確認をしておきましょう。

◆平成29年4月から

雇用保険料率が引き下がります

建設	労働者負担4 / 1000	事業主負担8 / 1000
一般	労働者負担3 / 1000	事業主負担6 / 1000

給与計算時にはこの料率で計算しましょう。

ますます優しく使いやすく 民商共済会のお見舞金・お祝金

見舞金・祝金

	満64歳以下で 加入の方	満65歳を過ぎて 加入の方	満75歳以上の会員と 配偶者
入院見舞い (連続3日以上)	1日3,000円 120日を限度	1日3,000円 60日を限度	1日3,000円 30日を限度
安静加療見舞い	年1回 5,000円		
結婚祝い	2万円		
出産祝い (女性加入者のみ)	2万円		
長寿祝い (満75歳の誕生日を迎えた加入者)	5万円		
死亡弔慰	20万円	5万円	3万円
高度障害見舞い	20万円	5万円	3万円
火災見舞い	全焼10万円、全焼以外5万円		

入院見舞金は、入院期間が連続3日以上
 で請求できます。1日や2日の入院は、見
 舞金の請求はできません。3日以上
 の入院で、1日目から1日3,000円を請求可。

【請求時の提出書類】

◆30日以内の入院の場合...
 病院からの領収書を提出。



◆31日以上入院の場合...
 ほかの保険に加入している場合、その
 保険で使う診断書のコピーを提出。
 (診断書がなければ民商から「簡易な
 診断書」の用紙をお渡しします)

6月の無料法律相談

日時

6月13日(火)午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ・無料法律相談は偶数月の開催です。

(5月はお休みです)

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。